

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成24年12月28日
初等中等教育局財務課
高校修学支援室

この度、文部科学省では、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の改正を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基き、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の改正案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

【1. 案の具体的内容】

→【別添】参照

【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成25年1月26日 必着
- (3) 宛先
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室 宛
FAX番号：03-6734-3177
電子メールアドレス：shorei@mext.go.jp
(判別のため、件名は【パブリックコメントに対する意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

【3. 意見提出様式】

「パブリックコメントに対する意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など在学习中の学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(初等中等教育局財務課高校修学支援室)